

再開 17:04

○ 委員長

次に135ページ、斎場、霊園から、174ページ、環境その他の市民生活施設までの質疑を許します。初めに質疑通告をされている川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

飯塚斎場についてです。筑穂園についてなんですが、新型インフルエンザに対応の危機分散の観点からの意見を基本方針の審査の際に申し述べました。この観点からですね、筑穂園の取り扱いについては慎重にしなければならないと思います。基本方針の時よりは少し慎重な扱いの表現になっておるとは思います。

それで筑穂園について、炉については平成10年に改修したと書いてあります。この炉はどの程度まで延命できるのかという点と、建築物のほうはどのような状態なのかと、大規模改修工事が今にも必要という状況になっているように思えますけども、そのへんのところを少し聞かせてもらいたいと思います。

○ 環境整備課長

ご指摘の炉については確かにH10年に改修いたしておりますが、炉そのものについては一応15年の耐用年数と聞いております。また建物につきましては、52年の耐用年数があると聞いております。

○ 川上委員

そうすると、炉は十分大丈夫ということですね。大規模改修工事の必要性があるというふうになってますけど、それはもう早急にという状況になっておるんですか。それともまだまだありますか。

○ 環境整備課長

それは筑穂園に限ってということによございましょうか。当然施設を建設した年度がP136にも示してありますとおり、筑穂園につきましてはS50年に設置されたものでございます。それ以後建物につきましては、長年経過する中で一部補修というものを加えてきておりますけども、将来に向けて飯塚市斎場と比べたときには建物のみについて考えますと、並みの大規模な改修が必要であるというふうを考えております。

○ 川上委員

ここで言われている筑穂園の統廃合というのは、基本的には廃止するということの是非ということでしょう。

○ 環境整備課長

今のところですねすぐさま廃止をするという考え方は持っておりません。先ほどからご質問者が言われますとおり、当然老朽化というものはこれ建物ですので、飯塚市斎場も然り、いずれ老朽化は来るわけですが、そういったもの、それから現在の火葬状況、火葬炉そのものの一部改修、全面改修いろいろございますが、そういったものを総合的に判断する中で統廃合を考えていきたいということでございます。

○ 川上委員

要するに、筑穂園を廃止して飯塚市斎場に集中するということの是非を検討するという意味でしょう。真ん中に新しいものを造るとかいう意味じゃないんですよ。そのことを先から聞いてるんですよ。

○ 環境整備課長

ご指摘の、新たな例えば別の場所に設置してはどうかということも含めまして検討していきたいというふうに考えています。

○ 川上委員

そうであれば、それはどこに書いてますか。

○ 環境整備課長

具体的な内容の中で、下から3行目、「統廃合の是非や～」という所で相対的に含んでいるというふうに考えております。

○ 川上委員

統廃合の中に大日寺の斎場も廃止して筑穂園も廃止して、どこか新しい所に統合施設を造る考えが含まれているわけですか。

○ 環境整備課長

そこまで考え方が、検討した結果があるわけではございませんが、そういったものも含めながら、これはご承知のとおり飯塚市・桂川一部事務組合の構成団体である桂川町、それから飯塚市斎場につきましては利用されている小竹町、そういった関係機関ともいろいろ話し合った中で、そういったものも一つの検討材料としては考えていきたいということでございます。

○ 川上委員

市斎場については具体的な内容のところに書いてありますね、「平成4年に設置され、～」と。ですから火葬炉の耐用年数概ね10年とされている、設置後16年が経過していると。それで炉を入れ替えればいいんですよ、火葬場の場合は。特に大日寺の斎場の場合は少し大きめに造ってますからね、炉をどんどん入れ替えたらいいいんですよ。建物が古くなれば改修すればいいんですよ。選択肢としてね、筑穂園を廃止し、大日寺を廃止し、どこかに1つ造るというのはね、むだ遣いそのものと思うんだけど、どうしてこういうこと考えたんですか。

○ 環境整備課長

そういったむだ遣いが極力ないように、そういったことを含めて検討していきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

だからどうしてそういうことを含めて検討する選択肢に入れたのかなと思うわけです。常識的にはね、火葬場は炉を換えるんですよ。建物を改修するんですよ。それで福岡がものすごくやったでしょ。日本建築学会賞をもらったようなあれを廃止してね、ホテルみたいなのを造ったんですよ、桧原に。そんなことまねする必要ないでしょ。だからどうしてそういう発想が出てきたのかなと、選択肢の中に入ってくるのか。どういう経過でそういう発想が出てきたんですか。

○ 環境整備課長

当然今からいろいろ関係課あたりとも話して、結論を導いていくわけですが、桂川、小竹ということじゃなくて、私どもといたしましてということで考えますと、飯塚市斎場については6つの炉、それから筑穂園につきましては3つの炉で今稼働いたしております。じゃあこれが今後の検討の中で統合すべきではないかという位置付けで話を進めた際に、じゃあ飯塚市斎場のほうで併せ持って、例えば6と3併せて9なのか、8なのか、もう少し要るのか、じゃあそのときに飯塚市斎場の中で炉を新たに造る所が施設内にあるのかどうか、そういった総合的なことをいろいろ考え合わせながら、今後検討していきたいということでございます。

○ 川上委員

あなたがた、基本方針の審査のときにね、筑穂園を廃止して大日寺に集約した場合でも十分に受け入れ可能だと、そういう答弁したでしょ。しかも私が新型インフルエンザの関係でね、集中的に亡くなるかたが生じた場合は大丈夫かと言った場合でも、大丈夫と言ったじゃないですか。私は筑穂園も置いておったほうがいいんじゃないかと言ったんだけど。そういう状況が2、3ヶ月前に答弁しておいてね、今日は真ん中に、真ん中かどうかわかりませんが、新しい施設を、どれぐらいかかりますよね、30億円くらいかかるんですか、そういうものを造る選択肢があるわけですね。合併特例債がいくらあってもね、何十億円というのをポンポン出したらたまりませんよ。どう思われます、齊藤市長。

○ 環境整備課長

決してそういったむだ遣いにならないように、ただ方向の中ではそういったものも考えなければいけないというふうに、先ほどから答弁いたしております。

○ 川上委員

考えなければならないことは絶対にないです。そういうことポンと思いついてね、何かの理由でそんなこと思いつく人間がいるかもしれないけど、しなければならないという理由は絶対にないです。明らかじゃないですか。あなたがた自身が2、3ヶ月前にそういう答弁したんだから。だからね、現状の体制で、現状二人力体制で、私は手を入れながら、そしていざという時のためにリスク分散で2基体制でいっておくと。その改修、維持管理にお金がかかるんだっただけじゃいいじゃないですか。何十億円もしませんよ。だからその選択肢はね、最悪の選択肢ですよ。それは指摘しておきたいと思います。

それから、小竹町を含む一部事務組合を設立して、広域行政を行うのかという検討が必要だと書いてあるんですね。この小竹町を含む一部事務組合を新たに設立するという発想のところ、先ほどの何十億かけて新しい火葬場造る、斎場造るという発想とリンクしていると思うんだけど、このところの発想を少し、いつ頃からこういうこと思い始めたのかね、理由も含めて説明してください。

○ 環境整備課長

そういった組合を設立したほうがいいのかどうかを併せて検討していきたいということでございます。

○ 川上委員

いつ頃から思いついたんですか、この一部事務組合を設立して広域行政という、小竹を含む。いつ頃思いついたんですか。

○ 環境整備課長

今お示ししておりますこの第一次実施計画の素案を作成する中でございます。

○ 川上委員

基本方針とはどういう整合性があるんですかね、これは。

○ 環境整備課長

基本方針の中では、具体的なそういった組合という表現はいたしておりませんが、あくまでも斎場につきましては、先ほどからも申し上げますとおり、関係自治体等々いろんな多角的なことを検討していきたいという中の1つでございます。

○ 川上委員

どこと相談したんですか。

○ 環境整備課長

素案につきましては、私どものほうで検討し、行革のほうにあげたわけでございますが、こういった一部事務組合が抱えておる施設等につきましては、後でも出てくるかと思いますが、いろんな施設を抱えております。当然一部事務組合の関係者、それから先ほどから何回も言いますように、それを構成する構成団体、また小竹町等も含めまして、そういった私どもの事務レベル、もしくは正副組合長の中、いろんな形の中で、色んな観点から、この斎場に限らずですね、多角的に協議をやっていこうという中の1つでございます。

○ 川上委員

しかも何十億円かかけて造る場合はですよ、そういう新しい斎場、指定管理者制度といくとまでも書いてあるわけですよ。鯉田工業団地は元利償還で21億円と言われておるんですよ。今度の場合はそのくらいじゃきかないかもしれませんね。都田部長、いつ頃からこういうことをやろうというのが選択肢の1つに入ってきたのか、いつ頃というのを言っただけませんか。誰と相談したらこういうことになってきたのか。

○ 市民環境部長

質問者がいつ頃かというお話でございますが、これ自身書いておりますとおり、関係自治体と統廃合の是非について協議を行いながらということで、全体的な選択肢をこういうものが考えられるという中でここに記載しているわけでございますので、それを優先目的とかそういう形で表現しているわけではございませんので、そのへんをご理解願いたいと思います。今回必ずこれに向かってという話ではございませんので、協議内容についてはそれで22年度までにそういう色んな選択肢を考え、一番安上がりなことで実施するというところでございますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

ちょっと言葉が乱暴になるかもしれませんが、冗談じゃないですよという感じですよ。今ずっと聞いてきたでしょ。130万円削るためにお風呂をどうするとか議論してきたんですよ。聞いてきたでしょ、ずっと。2万円削るためにというのもあったですよ。そういうときにね、財政危機宣言も出してるんですよ、齊藤市長が市長になって直ちに。こういうときにね、何十億円もかかるような斎場造りが選択肢の中に入ること自体が問題でしょうも。あなた部長でしょ。そこにおられる部長全員知ってるわけでしょ、市長はもちろんですけど、そういう選択肢があるということ。財務部長、ご存知だったんですよ、あなたは、そういう選択肢がこの中に入っているというのを。何十億もかける斎場造りが入っているということ。知らなかったんですか、知ってたんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:24

再開 17:25

委員会を再開いたします。

○ 市民環境部長

非常に統廃合することがそちらの方向で検討というような捉え方をされていると思いますけれど、いろいろな効率的な利用という、質問委員が言われるとおり、補修というのが一番という考え方は私どもも持っております。当然炉というのは補修可能でございますので、どうしても入れ替えなければいけない時もございますし、建物もあります。それで、そういうことについて全体的に検討、協議していくということで、記載いたしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○ 川上委員

少し冷静になってね、すこし時間いただいて聞きましょうね。関係自治体と統廃合の是非について協議を行うと。この場合の協議機関、どういうメンバーで協議をするものですか、普通。

○ 環境整備課長

まだ今のところはですね、正式に、例えば協議会あたりを設置するとか、そういったふうな協議は行っておりません。先ほど言いましたように、H18年に合併しましたが、それ以後いろんな形で組合の関係者とか市の構成する団体とかもいろいろ顔を合わせる中で、斎場はどうしたものかなとか、そういう話から始まってですね、最近、来年度に向けて事務レベルで広域的に一組合だけとかこちらの組合だけとか話し合いじゃなくて、例えば昔で言う2市8町、小竹も含んだところで、広域的な事務的な話からまず入っていきましようという段階でございます。

○ 川上委員

財務部長、この選択肢があったというのはご存知だったんでしょう。知らなかったのか知ってたのか、答弁をお願いします。

○ 財務部長

担当課長、部長のほうも説明されてますように、この統廃合の是非や筑穂園における指定管理者の導入、および料金の是非について、課題・問題点を検証しながらH22年度をめどに決定するというので、質問者が申されます、その建て替えを前提にしているものがあつたというような認識はいたしておりません。当然、関係団体については建て替えをするなら多額の費用が発生してまいりますので、全体としてできるだけ経費を削減しようという方向で検討いたしておりますので、その中で検討していく中でよりよいものが見い出せるものと考えております。

○ 川上委員

市長ね、財務部長は知らなかったと。何千万円という世界の話じゃないでしょ、何十億円という話なんですね。市長は当然ご存知でしたでしょ、この選択肢があるということは。いつ知られましたか。

○ 市長

何十億円というのは今初めて聞いたわけでごさいます。先ほどから総合的なものの考え方として、そういうものもふまえた中で考えるということであつて、例えばそれで20億、30億という数字が上がってきた時に、それはやめなさいよと、炉を換えたほうがいいんじゃないのというような意見でね、行財政改革をやつてるわけですから、鯉田工業団地21億でこれだけやられてますのでね、やられてるからというわけじゃないですけども、炉に20億も何十億もかけてやるという、それが耐久性が10年、15年、20年あるんであれば炉を換えなさいと、そしてそれだけでもし本当に、さきほどのインフルエンザ等における施設が足りないという状況が考えられるのであれば、これはまた別の考え方もしなきゃならないということで、それは逆に皆さんたちの意見を聞きながらやつていかなければいけないと思つてはいるわけですけども。現状の段階での、非常に表現しにくいですけども、1年間のそういう数字が出てきた時に、平均すれば6炉ですか、あと3炉で9炉ですか、これで処理が出来ていくのであればそれで換えていけばいいんじゃないかというふうな気がしますが。一部事務組合というのは広域的に考えての小竹のほうも飯塚斎場のほうでとなっているから、小竹という言葉が出て来たと思つております。

○ 川上委員

財務部長はもちろん、市長も知らないという内容の答弁が市民環境部長と課長からあつたわけですね。どうですか、これは選択肢には入れないと、何十億もかかるかもしれないような新設、新規建設を選択肢に入れないと答弁できませんか。

○ 委員長

要望で言つてください。

○ 環境整備課長

先ほどから私の答弁で時間がかかつて申し訳ないんですが、最初申し上げました私の気持ちというのはですね、そのなにも何十億のものを造り上げるとかいう考え方は一切今のところ持つておりません。逆に筑穂園を廃止をするとかいう考え方も今のところ持ち合わせておりません。ただ、先ほどから言つておりますように、総合的に判断する中では、例えば新たなものを造つた場合にはどうなるのかとかいったものですね、当然これは、今から私どもはいろんな関係者、関係自治体と言つておりますが、そういった中で話をしていきたい、また協議をして検討して結論を導きたいということでごさいます。だから決して言われるように、明らかに施設を造るということではごさいません。

○ 委員長

川上委員、あと要望で終わつてください。

○ 川上委員

市長、財務部長は聞いていなかったと。市長も知らなかったというだけじゃなくつて、その

方向ではだめだと明確に言われたじゃないですか。ところが今、白水課長の答弁はね、担当者同士の協議の過程で決まることだ、みたいな話でしょ。どういうことになるんですか、この執行部は。市長がここまで明確に言ってるのに従わないという答弁ですよ。どういうことですか。

○ 市長

その段階においては私がですね、責任持って判断した中で、造る時は造るかも分かりませんし、今私の頭の中には全くそういうのはありませんけれども、形として上がってきた時には私の判断でさせていただきたいと思っています。

○ 川上委員

市長、冗談じゃないですよ。造る時は造るかもしれないとか、最終的には私の判断とか、冗談じゃないですよ。先ほど言った市長の答弁はね、そういう方向ではないと明確に言われた。それでたった今言われたことはね、造る時は造るかもしれないとか、自分に任せてくれだとかいうのはね、おかしいじゃないですか。先ほどの答弁は何だったんですか、そしたら。

○ 市長

じゃあ一番最初に質問者から質問があったときに、大量にインフルエンザが発生した。3万人、何万人死んだ、そういう状態の時にはどうするかということを考えた時には、そういうものをバタバタ造らなきゃならない要素が発生するかも分からない。それに対してじゃあ質問者の、インフルエンザに関する言葉というのはどういう意味でなされたのかなと、そういう非常に大量の死者が出た時にじゃあどう対応するのかと言われたときに、それが半年で突貫工事でやったときに、その斎場ができたとする。だったらそれに対する対応が出来るんじゃないか。だからそういう時のことも考えたときの言葉を言ったわけです。

○ 川上委員

市長、違いますよ。私が新型インフルエンザのことを基本方針のときから言ってるのは、筑穂園を廃止すると、1つ体制で行くというのはね、危険だといったわけです。だから今の現状の2基体制を手を入れながら使っていくべきだというふうに言ったじゃないですか。先ほど市長の答弁もそれを肯定するかのように聞こえたわけですよ。ところが今、3回目の答弁ではね、新型インフルエンザで大量に死者が発生した場合に、それに対応できるようにバタバタ新しいものを造らなければならない時が来るかもしれないという言い方でしょ。そんなことあるわけじゃないじゃないですか。なぜ無いかというと、基本方針のときには飯塚で想定される死者の数も国・県の比例計算で出して検討したじゃないですか。それであなたがたは筑穂園を配していたとしても、大日寺の斎場で対応できますという見解なんですよ。だから新しいものを造る必要は全くないじゃないですか。市長、そういうことなんですよ。そしたら新しいものを造る必要ないでしょ。そしたら部下が造るのを選択肢に入れる以上ね、だめだと。何十億もするような火葬場を造ったらだめと、はっきり言ってくださいよ。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:37

再開 17:40

委員会を再開いたします。

○ 環境整備課長

先ほど来からインフルエンザのことも出て来ておりますが、確かに私も答弁した経緯がございます。これにつきましては例えばですね、飯塚市斎場で言いますと、1日に死体を焼却できるのはだいたい13体と。それでマックスで考えていきますと、確かに筑穂園は廃止してもですね、仮定の中でインフルエンザの処理はできるというところがございますが、じゃあ実際の火葬における死体を四六時中焼いていいのかという問題もいろいろあるかと思えますし、そういういろんな、多角的な、総合的な、と言いますか、何回も申し上げますと、そういった

中で先ほどから言ってますような、新たな施設がどうなのかと、何も初めからこれがありきということでは決してございませんので、この具体的な内容に示しておりますように、あくまでも統廃合の是非について色んな観点から関係団体とも協議し検討をし、H22年度をめどに方向性を決めるということでございます。

○ 川上委員

旧飯塚のクリーンセンターですね、厚生労働省がダイオキシン発生を抑制すると、800度以下にはしないと、それから大型でないといけないと、場合によって複数炉でいけど、そしたら補助金を出しましょうということで、飯塚市は170億円以上かけてクリーンセンターを一日90tの処理能力があるのを2本建てて、かわりばんこに使ってるわけですよ。最近のごみが足りない、それでコークスを入れて、そういう状況ですよ。この迷惑施設を造るからといって145億円の健康の森公園事業を当初うってきたわけですね、当然破綻しましたけど。今日聞いたのは、途中でだんだん変わってきたようですけど、新型インフルエンザで遺体が多数出たときにどう対応するかということが口実で、新しい処理能力を持つ火葬炉をね、斎場を造らなければならないという選択肢を引き出そうとしているわけですよ。これ何十億かかるか分からない、今の段階では。そういう答弁が課長からまずあった。市民環境部長はそれを否定しなかった。それで私が財務部長にそのことを知っているのか、そういう選択肢を知っているのかと聞いたら、知らない。市長に聞いたら、最初はそれも知らないというふうに言っていました。そして新型インフルエンザ対応でも現在の2炉あることが大事ではないかというような答弁をされた。二度三度答弁立られるうちに、選択肢の1つということで、事実上そういう何十億かける新しい火葬場を造ることを容認する発言が最後の答弁になっております。私は非常に危険だと思います。鯉田工業団地が終わったらこれかと、先ほど言いましたけど、まじめな話です。次から次に大型公共工事を用意していくそういう火種がこの中にあるんじゃないですか、行財政改革と言いながら。市民、高齢者に対しては本当に2万円からでも削っているのに、こういうのをやってる、ひどいやり方です。これについての質問を終わります。

○ 委員長

次に、138ページ、飯塚霊園について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

現在の飯塚霊園は、委託で行っているわけですね。今度はこれに指定管理者制度を導入するというので検討を行うというふうになっています。現状の委託で、何か問題があるんですか。

○ 都市計画課長

現状の委託で大きな問題はないと考えております。ただし、指定管理者制度の導入につきましては、導入による、例えば9割で募集するというのであれば、そういったような金銭的な効果があるかと思っております。

○ 川上委員

皆さん方のほうがよくご存知だと思いますけど、委託にしても指定管理にしても、先ほど「9割」とぼんと言われたけど、何の根拠もなく「9割」と、ぼんと言われるわけですよ。それで、日本には最低賃金制というのもあるんですよ。実際に、当委員会でも指摘がほかの委員からもあったことがありますけど、やみくもな委託料の切り下げだとか、指定管理料の当初から1割をはねるとか、こういうことはどうなのか、というのはあると思います。それはあるんですけど、なぜ指定管理制度なのか、なんです。それで今、9割だというふうに言われたんですけど、まあ、9割としましょう、そうすると、この霊園の管理費はどのくらい節約できるんですか。

○ 都市計画課長

施設管理運営コストの中にもありますように、平成18年度・19年度とも650万円程度の管理費ですので、1割として65万円だと考えております。

○ 川上委員

それだけ税収が下がるわけです。それで、市民サービスの向上という観点もありますね。指定管理者で市民サービスの向上は、こういったことが期待されますか。

○ 都市計画課長

指定管理者による、例えば管理事務所、現地と本庁の受付事務あたりが、例えば管理事務所だけで行うようになれば、その分が市民に対する簡素化といいますか、そういったことが指定管理者のメリットだと考えております。ただし、情報の保護といいますか、そのところは非常に難しい問題があるので、そこら辺は整理していかねばならないということかと思っております。

○ 川上委員

指定管理者制度導入の積極的な意義はなさそうです。質問を終わります。

○ 委員長

関連ですか。永露委員。

○ 永露委員

今、飯塚霊園につきましては、もともとがご存知のように墓地移転のためという目的が大きなものでありましたけど、現状的にはそれはなかなか進んでいないということで、新たな一般向けの開発もすべきではないかということを検討するという状況にあるということですけども、ただ、今、現状を見ますと、これから検討するというのではなくて、もう必要性はあると私は認識してるんですね。でもあなた方は、その必要性について、まだ今から検討するという段階ですか。そういう認識ですか。私はそういう認識ではないんですが、まずその点、いかがですか。

○ 都市計画課長

霊園の造成につきましては、今、委員が言われましたように、当初は市街地の墓地を霊園に移転しまして市街地の有効利用とか、街路計画あたりでかかった墓地の移転用地ということで、確か平成13年の9月の議会あたりでも議員さんの質問で答えてきていると思いますけれども、今のように公共事業なり道路事業が、何と言いますか、計画が下向きになった中では、早い時点で一般向けの墓地造成も行い、墓地の有効利用をしていく方向も大事だと思っております。

○ 永露委員

大事だと思っておりますということではなくて、もう必要性がある、現状はその時点に来ていると、私は思っているんですね。で、具体的にお尋ねしますけれども、時々、不要墓地がありますね、返還墓地が。それに対して、数はわずかですけど、募集します。その応募数ですね。例えば1基に対する応募数なんか、かなりの数があるというふうに私は認識しているんですけども、その認識は、あなたはどのように持っておられますか。

○ 都市計画課長

委員と同じように、だいたい5基か6基で募集してるんですけども、かなり応募は多かったと思っております。

○ 永露委員

ということは、これから検討するという状況ではないじゃないですか。ここにスケジュール書いてありますけど、墓地用地確保の必要性について検討を始めて、来年度に決定するんですよ。そんなこと、する必要ないじゃないですか。現時点でもその必要性は認めてあるわけでしょう。そこでお尋ねいたしますが、一番の目的は、そういう移転墓地という目的がありますので、それを私なりに考えますと、全くゼロにするというわけにはいかないんじゃないかと思っております。で、そこら辺の限度ですけども、現在、未整備地区として、結構ありますよ、これ、3万4千㎡ですか、あります。これを全部が全部ということではないんでしょうけど、例えば国の方針として、どの程度までならば一般墓地としての転売ですね、販売墓地としての転用が認められるのか。そこら辺についてのお話しはしてありますか。

○ 都市計画課長

飯塚霊園での移転墓地と販売墓地の基準といったようなことは国でもございませんで、ここに書いています未整備区域の3万4,504.6㎡については全部が墓域ではございませんで、墓域としての未区画地区については約5,500㎡でございます。

○ 永露委員

ちょっと確認しますけれども、国においてのそういう、どの程度まで残せという基準はないということですね。ということは、逆にいえば、例えばこの有効利用が可能な土地について、全てを飯塚市の責任で、例えば販売用の一般墓地としてやることもできるということでの認識でよろしいんですか。

○ 都市計画課長

そのとおりでございますけれども、そうすると、1基でも2基でも何かあった場合の、市としての移転用地はなくなるということでございます。

○ 永露委員

もちろんそのとおりだと思います。それで、例えば先ほど言われました、有効利用できる土地が5千㎡ということがありますけれども、私もそういうもともとの目的を全てなくして、一般販売用の墓地に全部してしまえとかいうことを申し上げているわけでもありませんし、当然、その点についての墓地は、残さなければならないというように思っております。それで、例えば半分にしても、一般用に転用すれば、かなりの墓地数が取れると思うんですよ。先ほど有効利用5千㎡ということですので、半分にしたらって300から400の墓地が可能になるわけですよ。で、先ほど言われましたように、例えば少ない空き墓地ができた時でも、かなりの、数十倍の応募数がある、需要があることはお認めになっておるわけですから、私はそれくらいの、まだ、合併を行ったがために今言う300くらいの需要は必ずあると思うんですが。その点についての認識はいかがですか。

○ 都市計画課長

都市計画課といたしましても、今言いました約5千㎡を6㎡で区画したとしても400区画程度が全部であると考えております。そういったようなことですので、この文章にも書いておりますとおり、平成21年度までに検討、決定するというところで、来年一杯ありますので、内部でも協議していきたいと考えております。協議では駄目かもしれませんが、原課としてはそのように考えております。

○ 永露委員

わかりました。そしたら、今、課長が言われた方向で、ぜひ、平成21年度に決定ということにスケジュールが決まっておるからそれまでにすればいいということではなくて、少しでも早く、そういうニーズがあることがわかっておるんですから、それに対応すうために、別にこのスケジュールに、必ずそこでやるという必要性はないんですから、できるだけ早く、できることで方針を決定していただいて、そういう市民のニーズに応えられるような方策をぜひとっていただきたい。このことを要望しておきます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:58

再開 18:03

委員会を再開いたします。

駐車場について、140ページですね、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

駐車場につきましては基本方針の48ページでいろいろ述べた後に、今後も引き続き公として管理運営する必要性は薄いものと考えられるということで、民間移譲が打ち出されていまし

た。そして、素案では、先ほど紹介しました平成12年の閣議決定を踏まえればということで、特に本町駐車場について用途廃止し、民間譲渡すべきであるというふうに述べているわけです。それで、当然ながらこれは東町にも関わっていくことだと思います。それで、くだいんですが、先ほどの閣議決定の中には駐車場というのはいないんですよ。それで、「その他これらに準ずる施設」というのに入るかといっても、準ずるものがないんですよ。会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設ですから。駐車場は明らかに、この閣議決定を踏まえるべきではないわけです。それについては、どうお考えですか。

○ 土木管理課長

閣議決定がなされている内容には触れないということで、ちょっと私のほうも勉強不足ですけど、本町駐車場及び東町駐車場につきましては、見直しの方向では、収支状況等も総合的に勘案して、当分の間は指定管理者制度を持続しながらいく方向で考えております。

○ 川上委員

さらっと勉強不足と言われましたけど、行革の主幹にお尋ねしたつもりだったんですよ。駐車場はこの中に入ってないけど、どうしてここに駐車場を民間譲渡する理由としてこれが上がっておるのか。

○ 行財政改革推進室主幹

この「民間と競合する施設」ということですが、これにつきましては民間にも同種の施設があるというふうに読み取れます。一つは、先ほど基本方針の中で、行政と民間との役割分担の変化という、基本方針策定の背景・必要性等をうたっております。国が進めた構造改革、民間でできるものは民間へ、という中で、ここにも記載いたしておりますが、行政が行っているサービスと同等のサービスを民間事業者等が提供できるのであれば、市民の税金を投じて事業を展開することは非効率的なものになっている場合もある。それで、先ほどから質問委員が言われますように、民間を圧迫するから云々というだけではございません。民間でできるものは民間へという基本的な国の考え方に沿った中で、この駐車場につきましても同様な記載をいたしております。

○ 川上委員

時々国政の状況も見ないといけませんね。小泉さん以来の構造改革が、この間に大破綻しているのは明らかじゃないですか。破綻したものにいつまでもしがみついてどうするんですか。しかもこれは、地方公共団体における措置の要請となっているわけですよ。だから、閣議決定でがんじがらめというわけじゃないんですよ。ちょうどこれは、筑豊労災病院、国の責任による存続を求めて住民が立ち上がった時に、前の市長の江頭貞元さんと、それから穂波の元町長の秀村さんが麻生事務所に行って、それで、閣議決定だからもう駄目だと言われましたといっただけで帰って来ただけでしょう。あれは閣議決定ではなかったと私は主張しましたね。再編計画は閣議決定だったけど、筑豊労災病院という名前は閣議決定じゃないんですよ。厚労省大臣じゃないですか。そのように、閣議決定といえど何でも押し通せるかのような言葉の使い方ですよ、先ほどから言っているのは。しかも、担当課長は「勉強不足」とさらっと言われましたね。これで、住民の福祉の拠点たる公共施設をあなた方は左右していつておるんだから。

じゃあ、基本方針の時には、あれだけ公でやる必要性は薄いと言いながら、そしてここはなおかつ閣議決定まで引っ張ってきているのに、本町駐車場、どうして継続するというふうに方針が変わるんですか。

○ 土木管理課長

先ほども申し上げましたが、これは前回の質疑の時にも言われましたけど、災害の時、また、そういうふうな商店街に一番近い、利用者がやっぱり困らないようにという配慮が必要ではないかという観点に立ちまして、収支状況等につきましても十分やっつけていける、と。今の間ではそういうふうな指数が出ておりますので、今後も指定管理者で存続をさせていきたいと考えて

おります。

○ 川上委員

「今後」じゃなくて「当分の間」と書いているでしょう。それで、反省が要るんですよ。つまり、あなた方は書いているでしょう、どこを反省しなければならないかということはここに書いてあります。つまり、「中心商店街の活性化を図る観点から」というのが今度入ったんです。だから基本方針の中には、中心商店街の活性化を図る観点が欠落していた、それを議会が指摘をしたんですね。で、反映したのは良いことですよ。

それから東町駐車場、これはなぜ存続するのか。あなた方の論理からいえば、東町駐車場こそ廃止しなければならんでしょ。営業収益良好だから。民業を圧迫してんじゃないですか。あなた方の理屈からいえばそういうことになるんですよ。ところがあなた方は、施設管理経費が収入を上回っているから当面存続するという。市の収入になれば、民業を圧迫しても関係ないということになるんですね、あなた方の言い分からすると。おかしいでしょう。片方では民業を圧迫するからやめると言い、一方では民業を圧迫しても市に収入があがってるから続けると言い、どういうことになるんですか。だから、本当の意味であなた方が市民の、中小企業ですよ、中心商店街の多くの駐車場はね、そうでしょ、それを助けるという観点が本当は無いんじゃないかと。自分たちが経費削減できるということのためだけに、これを、閣議決定を使っているというのじゃないかと心配するわけです。どう思われますか。

○ 土木管理課長

今、質問者が言われました東町駐車場につきましては、平成7年に道路建設に伴う代替用地として取得しているわけございまして、それを有効利用として駐車場として使っているわけございまして。

○ 川上委員

質問を終わります。

○ 委員長

続きまして142ページ、文化会館駐車場について、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

すみません、取り下げます。

○ 委員長

次に144ページ、自転車駐車場について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

JRとの交渉の状況、交渉はもう始まっていますか。始まっていれば状況をうかがいます。

○ 土木管理課長

協議までは至っておりません。今の状況調査をしているに留まっています。

○ 川上委員

吉原町自転車駐車場、時間短縮を検討するといわれていました。どの程度の経費削減をねらっているのかおたずねします。

○ 土木管理課長

吉原町駐車場につきましては22時まで営業していますが、それを短縮するということで1時間短縮することで、年間40万円程度の削減に繋がると積算しています。

○ 川上委員

緑道公園側の出入り口が閉鎖になっていますね、あれはどうしてですか。

○ 土木管理課長

場内の通過を防止するためでございます。

○ 川上委員

みなさん不便だといわれています、改善が出来ませんか。

○ 土木管理課長

今指定管理者で運営していますが、管理人さんとも協議の上、検討いたします。

○ 川上委員

もともと向こうから出れるように施設は作ってあるんでしょ、市が閉鎖しているもんだから駐車してないじゃないですか、だから今は戸をあけても出られません。だからよく相談してね、改善するのも公共施設のあり方を考える大事な点だと思うんですね。

それから、これは公共施設かなと思うんだけど、放置自転車のことが書いてありますね、この放置自転車、やはり市が管理責任を問われるわけですか。

○ 土木管理課長

そのとおりであります。放置自転車につきましては所有者の確認を調査いたしましてその上で処分等をいたしているところであります。